

○ 申請書、許可証等における元号の取扱いについて

昭和54年6月14日
通達甲警第40号警察本部長

各部課(所、隊、校)署長

昭和54年6月12日、元号法(昭和54年法律第43号)が公布施行されたが、警察が取扱う申請書、許可証等における年の表示方法は、従来と何ら変わるものではないので、下記の点に留意し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

- 1 年の表示方法として西暦を用いて申請等がなされた場合においては、事務の統一的処理を図るため、従来どおり元号を用いるよう協力を求めるものとし、協力が得られないときは、そのまま受理すること。
- 2 許可証等を交付する場合においては、事務の統一的処理を図るため、従来どおり西暦を用いる必要があるとき(例えば、国外運転免許証を交付するとき)以外は、年の表示方法として元号を用いること。